

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

### NO.158

【共通】問1 次の防火対象物のうち、消防法上必ずしも防火管理者を定める必要がないものを一つ選びなさい。

- (1) 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する同表16項イに掲げる防火対象物で、収容人員が10人以上のもの
- (2) 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの
- (3) 地階を除く階数が11以上で、かつ、外壁及び床又は屋根を有する部分の延べ面積が1万m<sup>2</sup>以上である新築の工事中の建築物で、収容人員が50人以上のもののうち電気工事等の工事中のもの
- (4) 建造中の旅客船で、収容人員が50人以上で、かつ、甲板数が11以上のもののうち、進水前であってぎ装中のもの

【消防設備】問1 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項((16)項～(20)項を除く)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、令第9条により、一部の規定を除き、当該用途に供される一の防火対象物とみなすこととされている。次の消防用設備等のうち、この除外規定が一部でも適用されるものを一つ選びなさい。

- (1) 不活性ガス火栓設備
- (2) ガス漏れ火災警報設備
- (3) 消防機関へ通報する火災報知設備
- (4) 排煙設備

【消防設備】問2 非常コンセント設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを一つ選びなさい。

- (1) 別表第1に掲げる建築物で地階を除く階数が11以上のものの11階以上の階及び別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の地階には、非常コンセント設備を設置しなければならない。
- (2) 非常コンセントを設置する場合は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有效地に消火活動を行うことができる位置に設けなければならない。
- (3) 非常コンセントを設置する階においては、その階の各部分から一の非常コンセントまでの水平距離が50m以下となるように設けなければならない。
- (4) 非常コンセント設備は、単相交流100Vで15A以上の電気を供給できるものでなければならない。

【防火査察】問1 違反処理に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政側のやりとりを経て、事実判断を行う手続きであり、弁明は、不利益処分を受ける者に、原則として書面による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続きである。
- (2) 消防法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類され、規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反は、罰則の適用を促すための告発を実施する必要がある。
- (3) 違反処理基準とは、警告、命令、認定の取消しへの移行時期及び時期の判断を示したものであり、警告は、命令の前段的措置として行うのが原則で、性質上行政指導にあたるので、警告自体には法的な強制力はない。
- (4) 消防法第17条第2項により委任されている条例基準違反に対しては、消防法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の設置維持命令を発することはできるが、建築基準法違反のみが要件となる防火対象物に対しては、消防法第5条の2第1項に基づく使用停止命令を発することはできない。

【防火査察】問2 消防法第4条第1項に基づく資料提出命令等に関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 防火対象物の違反を特定するため、増築された図面を提出するよう消防吏員名の資料提出命令書を防火対象物の所有者に交付した。
- (2) 防火対象物の違反を特定するため、未確認増築部分の図面並びに面積算定結果を提出するよう消防署長名の報告徵収書を防火対象物の所有者に交付した。
- (3) 資料提出命令により所有者等から提出された資料は、提出された時点で当該資料の所有権が消防側に移るので、所有者等に当該資料の所有権を放棄するか否かについて確認しなかった。
- (4) 防火対象物の違反を特定するため、テナント部分の消防用設備等の維持管理に関する委託契約書を提出するよう消防署長名の報告徵収書を防火対象物の占有者に交付した。

【危険物】問1 製造所等の区分に関する次の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- (1) 屋外の場所においてガソリンを貯蔵し、又は取り扱うもの屋外貯蔵所
- (2) 地下室に設けられたタンクにおいて重油を貯蔵し、又は取

## 〔無線法規〕

問1 答 (2)

## 〔警防〕

問1 答 (5)

解説 濃煙内の活動は、進入活動隊を明確に指定し、他隊の進入統制を徹底する。

- (1) 正しくは、救急救命処置を受けた者の住所、氏名、性別および年齢。

問3 答 (3)

解説 改訂第5版救急隊員標準テキストP11、2)講習体系の整備に記載のとおり。

- (3) 救命入門コース(90分コース・45分コース)が正しい。

## 消防司令問題

## 〔消防法〕

問1 答 (4)

解説 (1) 消防対象物を処分する行為が破壊消防であるため、誤り。  
(2) 対象とならないため、誤り。  
(3) 対象とならないため、誤り。  
(4) 正しい。  
(5) 補償の要があるため、誤り。

## 〔警防〕

問1 答 (3)

解説 可燃性液体タンクにおける火災では、ボイルオーバー現象ではなく、容器内の液化ガスが火災により過熱され、内部圧力が上昇した容器を破り気化した時点で着火したとき、爆発的な燃焼を起こす現象を「ブレービー(BLEVE)現象」という。

## 予防技術検定模擬テスト

## 〔人事管理〕

問1 答 (5)

解説 (1) 均衡の原則の説明であるため、誤り。  
(2) 職務給の原則の説明であるため、誤り。  
(3) 条例で定めるため、誤り。  
(4) 受任者には支給できないため、誤り。  
(5) 正しい。

## 〔共通〕

問1 答 (4)

解説 法第8条第1項で防火管理者を定める必要がある防火対象物は令第1条の2第3項で定められている。

- (1) 同項第1号イにより正しい。  
令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分が存する同表(6)項イに掲げる防火対象物における防火管理者選任義務は、従前は他の特定用途防火対象物と同様、収容人員が30人以上のものに課されていたが、平成18年1月の長崎県大村市のグループホーム火災(死者7名)を契機に、平成21年4月以降、収容人員が10人以上のものに拡大された。

(3) 同項第1号ロにより正しい。  
なお、令別表第1(17)項(文化財建造物等)の収容人員は、床面積を5m<sup>2</sup>で除して得た数により算定する(規則第1条の3第1項)とされており、結局、床面積250m<sup>2</sup>以上のものに防火管理者選任義務があることになる。

- (3) 同項第2号イ及び規則第1条の2第1項により正しい。

(4) 同項第3号及び規則第1条の2第2項により、建造中の旅客船のうち防火管理者選任義務が課されているのは進水後のものとされているため、間違い。

なお、法第2条第2項の防火対象物の定義から、法第8条の対象となる旅客船は、船きよ又はふ頭に繫留された船舶であることが前提である。

建造中の旅客船にかかる防火管理者選任義務は、長崎市で建造中だった豪華客船ダイヤモンド・プリンセス号の火災(平成14年10月)を契機に平成16年2月に新設されたもので、この時同時に工事中の建築物についても同様の義務が課されている(令第1条の2第3項第2号)。

## 〔地方自治制度〕

問1 答 (2)

解説 (1) 置かれるため、誤り。  
(2) 正しい。  
(3) 該当するため、誤り。  
(4) 都道府県のみに置かれるため、誤り。  
(5) 教育長は常勤のため、誤り。

## 〔救急〕

問1 答 (3)

解説 (1) ○(消防法第35条の5救急搬送に関する実施基準)  
(2) ○(消防法第35条の6国の責務)  
(3) ×(消防法第35条の7第1項実施基準の遵守等)  
⇒実施基準を遵守しなければならない。  
(4) ○(消防法第35条の7第2項実施基準の遵守等)  
(5) ○(消防法第35条の8協議会の設置)

問2 答 (1)

解説 改訂第10版救急救命土標準テキストP251、表Ⅲ  
-1-8に記載のとおり。

## 〔消防設備〕

## 問1 答 (2)

**解説** 本問は、令第9条に定める複合用途防火対象物の原則と、かっこ書きに列挙されている例外規定について問うたものである。本問中ではガス漏れ火災警報設備関係規定（令第21条の2第1項第5号）のみかっこ書きに列挙されている。なお、他に列挙されている規定は、スプリンクラー設備（第12条関係）、自動火災報知設備（第21条関係）、漏電火災警報器（第22条関係）、非常警報設備（第24条関係）、避難器具（第25条関係）並びに誘導灯及び誘導標識（第26条関係）に関する規定である。

令第9条は、複合用途防火対象物を複数の用途の単なる集合体と見なしてその用途ごとに消防用設備等の設置基準を適用するという原則を示した規定である。制定時にはかっこ書きはなかったが、昭和44年3月に高層建築物に対する規制が整備された時にかっこ書きが定められて非常警報設備関係規定が対象とされ、さらに千日デパートビル火災（昭和47年5月、死者118名）を契機として複合用途防火対象物、地下街、高層建築物に対する規制が大幅に強化された昭和47年1月に、ガス漏れ火災警報設備関係規定以外の規定がかっこ書きに追加された。ガス漏れ火災警報設備関係規定が追加されたのは、静岡駅前ゴールデン街のガス爆発火災（昭和55年8月、死者14名）を契機に令別表第一に（16の3）項が追加されて関係規定の強化が行われた時（昭和56年1月）である。

このかっこ書きは、複合用途防火対象物、高層建築物、地下街・準地下街又は特定一階段等防火対象物については、用途ごとに消防用設備等の設置基準を適用するだけでなく、防火対象物全体として危険性を判断して設置基準を適用すべきであるという考え方から定められたものである。

## 問2 答 (1)

**解説** (1) 令第29条の2第1項及び第2項第1号第1項第2号により令別表第1（16の2）項については、延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上のものに設置義務があるため間違い。  
 (2) 同条第2項第1号により正しい。  
 (3) 同条第2項第1号により正しい  
 (4) 同条第2項第2号により正しい

非常コンセント設備の規定は、これまで建築基準法で建設が認められていなかった高層建築物が解禁されることになり、以後高層建築物が急増することが予想された昭和39年7月に追加された。

当時は動力を用いる消防装備の多くが輸入品だったため、三相交流200Vで30A以上の電気及び单相交流100Vで15A以上の電気を供給できるものとされていたが、その後100Vで使える国産のものが大部分を占めるようになってきたため、防火対象物関係者の負担

を減らす観点から昭和61年12月に現在のように緩和された。

## 〔防火査察〕

## 問1 答 (4)

**解説** (1) 違反処理マニュアルにより正しい。  
 (2) 違反処理マニュアルにより正しい。  
 (3) 違反処理マニュアルにより正しい。  
 (4) 建築基準法違反のみが要件となる防火対象物に対しても、消防法第5条の2第1項に基づく使用停止命令は発することができるので、誤り。

## 問2 答 (2)

**解説** (1) 資料提出命令を発動できる主体は消防長又は消防署長であるので、誤り。  
 (2) 消防法第4条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。  
 (3) 資料提出命令により提出された資料の所有権は、当該資料を提出した所有者等が有し、資料を提出させる際には、当該資料の所有権を放棄するか否かについて確認する必要があるので、誤り。  
 (4) 既に文書として作成されている委託契約書等の資料を提出させる場合は、資料提出命令書であるので、誤り。

## 〔危険物〕

## 問1 答 (3)

**解説** (1) 誤り 屋外貯蔵所は、貯蔵する危険物として第1石油類については引火点が0°C以上のものに限られている（令第2条第七号参照）。  
 (2) 誤り 地下タンク貯蔵所とは、地盤面下に埋没されているタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱うものとされている（令第2条第四号参照）。  
 (3) 危険物を製造するものであることから、製造所である。  
 (4) 誤り 危険物以外のもの（合成樹脂類）を製造するものであるので一般取扱所に区分される。

## 問2 答 (3)

**解説** 第4類の危険物は引火性液体であり、液温がその引火点以上であれば発生した蒸気と空気（酸素）との可燃性混合気に火源が作用することにより、引火・爆発の危険性がある。そのため、火源となる炎、火花等との接近、蒸気発生を促進する過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないことが保安対策上重要となる（令第25条第1項第四号参照）。